

香美市キービジュアルを使用して製作又は改良する物件 に関する遵守事項

1 要綱第6条第1項中について定める基準

(1) 物件を製作又は改良する工程において、著作者が定める色の基準どおりとすることができない場合は、定める色に準じた色と判断することができる範囲内で製作又は改良することができる。

- ・フルカラー印刷が不可能な場合
- ・印刷対象物(新聞紙、布等)の規格(厚さ、色等)により、規定の色では濃淡がでてしまう場合

2 要綱第10条第3項第2号中の「必要以上」の基準

(1) マスターデータを毀損、紛失等(誤消去を含む。)してしまう恐れがある場合は、それを回避できる範囲内で複製を認める。

- ・マスターデータのバックアップを取って使用する場合

(2) 業務上、複数の者がデータを使用する場合において、複製して使用することが適当であると認められるときは複製を認める。

- ・名刺を作成するデータ等を使用者の職場で働く職員等が使用する場合

3 インターネット上(ホームページなど)で使用する場合の基準

(1) インターネット上で使用するキャラクターの画像データに無断複製を防止するため技術的保護手段(コピーガード)の措置をすること。

(2) ホームページで使用する場合、(1)の措置のほか、「このホームページ上で使用された香美市キービジュアルの無断転載、複写を禁止します」とホームページ上で表示すること。